

各種奨学金における支給の休止及び打ち切りに関する規定の整備について

1 改正理由及び内容

(1) 奨学金の支給休止の規定の整理

現行の姫路市奨学学術振興基金条例施行規則（以下、「規則」という。）において、奨学金の支給休止に関する規定については、支給休止の適用要件及び措置が本文に規定されておらず、別表(備考)第8に奨学生が休学した場合にのみ休止する規定がある。

このことから、奨学金の支給休止に関する取扱いを整理し、支給休止の要件を規則の本文に規定するとともに、休止期間についても規定する。なお、奨学金の支給休止の要件は「奨学生が休学したとき」及び「停学の処分を受けたとき」とする。

(2) 奨学金の支給打ち切りの時期の明確化

現行の規則において、規則第7条に基づき奨学金を打ち切る場合における打ち切り時期に関する規定がなく、別表(備考)第7に、奨学生が退学した場合の奨学金の支給期間についてのみ規定がある。

このため、打ち切り事由が発生した場合の奨学金の支給打ち切り時期を明確にし、規定する。

(3) 奨学生が停学処分を受けた場合の奨学金の取り扱いの明確化

現行の規則において、奨学生が停学処分を受けた場合の奨学金の取り扱いに関する規定が明記されておらず、停学処分を受けた場合の対応が不明確である。

このことから、規則第8条における届出事項について、「停学処分を受けたとき」を追加するとともに、日本学生支援機構の停学処分に関する規定を一部準用し、停学期間に応じて奨学金の支給打ち切り又は奨学金の支給休止を行う旨を規定する。